



「家庭教育を実践する日」

# News Letter 令和6年4月号

●ご家庭で簡単に実践できる取組を毎月紹介しています。

## 「命を守る」行動について話し合おう！

### 自分で命を守る行動ができる？

昨今、地震、水害等による自然災害が増えました。いつ、どこで発生するか予測できないからこそ、わが子は大丈夫かと心配になることも多いかと思えます。

園や学校では、「命を守る訓練」等をとおして、安全で安心できる学びの環境づくりが進められています。

しかしながら、一番大事なことは、子どもたちが予測不能な事態や状況に面した時に、子どもたち自身が自分の命を守る方法を理解し、自ら行動できることです。

家庭でも、命を守るために、普段から気を付けることについて親子で考え、話し合みましょう。

### 大事なことは、子どもが命を守る行動について語れること

例えば、防災・減災の親子の取組として、県が制作した「みんなで学ぶ防災・減災～清流の国ぎふ 防災ノート～」を活用してみましょう。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/214579.html>

①「防災・減災カチェックテスト」に親子で取り組む。

<https://gfbosai.jp/e-book/jh/check/index.html>

②チェックテストで○にできなかった項目について親子で調べる。

③自分の命をどう守るのか、**子ども自身が話ができるようになるまで話し合いをする。**

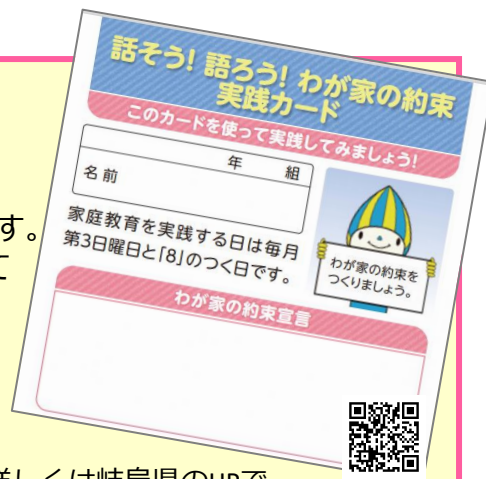
子どもの発達段階に応じた継続した親子の話し合いが、命を守る力を育みます。

### 「話そう！語ろう！わが家の約束」運動

「家庭教育を実践する日」の具体的な取組として「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進しています。取組をとおして、家庭の大切さや家族のあり方について見つめ直してみませんか？

#### ●運動の取組方法

- ① 家族で話し合って「わが家の約束」をつくる
- ② 取組実践カードに記録
- ③ 実践中や実践後に家族に互いの思いを伝え合う
- ④ 次の約束を話し合う



詳しくは岐阜県のHPで

岐阜県 家庭教育

検索

#### ●家庭教育を実践する日とは？

「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせた日です。**4月は8日、18日、21日、28日**です。

●家庭教育に関するご相談は  
岐阜県 県民生活課 生涯学習係

TEL 058-272-8752

このNewsLetterは  
岐阜県HPにも掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/395420.pdf>

